

## **[事案 2021-266] 新契約無効請求**

- ・令和 4 年 11 月 9 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-265] の申立人と同一人であり、[事案 2021-267] の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

募集人による意向確認が行われることなく契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 30 年 6 月に自分と子どもを被保険者として契約した 3 件の医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、ファイナンシャル・プランナーによる家計の見直しの無料個別相談として、他社の既契約を解約するという前提を自己に確認せず、言葉巧みに保険の勧誘に誘導し契約させた。
- (2) 募集人から、商品内容や乗換えのための比較説明もなく、不必要的保険に乗換契約させられた。また、重要事項の説明はなかった。
- (3) 契約時のタブレット操作は、自分の署名を除いて募集人が行った。
- (4) 募集人は、被保険者である子と面談しておらず、また、持病を告知しないように指示した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人にヒアリングを行った結果、現在の医療保険は意向に合っておらず、超長期入院の保障が必要との結論に至ったため、本契約を提案し、設計書等を用いて内容を説明している。
- (2) 重要事項の説明については、各保険会社で内容が類似しているため、共通部分については他社の内容を説明し、異なる部分については、各保険会社の内容を説明した。
- (3) タブレット端末の入力に慣れていない顧客に対して、募集人が入力のフォローを行うことはあり得る。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。